

令和 4 年 度

業務番号 委託 第 15 号

下田公園外浄化槽保守管理業務委託

特 記 仕 様 書

おいらせ町 向山南 外 地内

おいらせ町

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」に準拠するほか、特記仕様書、業務委託契約書、関係法令等に基づき実施しなければならない。

2. 履行期間

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

3. 業務場所

下記の施設に設置してある処理施設である。

- ①下田公園キャンプ場 (向山南 地内)
- ②下田公園中央トイレ (向山南 地内)
- ③向山ふれあい広場公園トイレ (向山一丁目 地内)

4. 業務概要

本業務は、汚水を浄化し放流先が汚染することの無いよう、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」に基づき適正に行うものとし、浄化槽の種類及び点検回数等については次のとおりである。

また、業務を実施した場合には、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第2項に基づき報告をするとともに、浄化槽法第53条に基づく報告徴収、立入検査があった場合には、報告及び立ち合いの義務を負うものとする。

なお、本業務には浄化槽法第11条に基づく検査費用も含めるものとする。

施設名	型式	人槽	保守回数	汚泥引抜清掃等
①下田公園キャンプ場	合併分離接触曝気	70	4回 (4・6・8・10月)	1回 (10月・グリーストラップ清掃・汚泥処分含む)
②下田公園中央トイレ	合併処理浄化槽BMM	50	6回 (4・6・8・10・12・2月)	1回 (10月)
③向山ふれあい広場公園トイレ	合併分離接触曝気	18	4回 (4・6・8・10月)	

5. 作業体制

- ① 受注者は、現場担当者を選任し業務工程表を作成したうえで、業務を実施するものとし、現場担当者に変更があった場合は、監督員に報告を行うこととする。
- ② 現場担当者は、常に監督員と連絡をとれるよう体制を整えることとする。
- ③ 不可抗力等により業務の遂行が困難になった場合は、監督員に確認・協議のうえ業務を進めることとする。

6. 機密の保持

受注者は、業務上知り得た機密及び個人情報については、ほかに漏らしてはならない。

また、本記載事項については、委託業務終了後も適用する。

7. 法令の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

8. 業務の注意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、来園者等が快適に利用できるよう安全に十分注意し、効率的かつ迅速に作業を行うものとし、事故が発生した場合は、事故報告書を監督員に提出するものとする。
- ② 業務により、施設等の損傷をした場合は、監督員に報告すると共に受託者の負担で現状に復旧するものとする。

9. 提出書類

No.	書 類	部数	備 考
1	業務着手届け	1	業務着手後速やかに
2	請負代金内訳書	1	業務着手後速やかに
3	現場担当者通知書	1	業務着手後速やかに
4	現場担当者経歴書	1	業務着手後速やかに
5	業務工程表	1	契約締結後14日以内
6	契約金支払表	1	契約締結後14日以内
7	作業報告書	1	作業月毎1回、翌月の14日まで
8	浄化槽保守点検記録票	1	作業月毎1回、翌月の14日まで
9	浄化槽清掃記録票	1	作業月毎1回、翌月の14日まで
10	業務写真帳	1	作業月毎1回、翌月の14日まで又は必要の都度
11	事故報告書	1	事故発生時
12	業務完了届	1	業務完了の日から5日以内
13	引渡書	1	業務完了の日から5日以内
14	打合簿、その他、監督員が必要と認める書類		

10. 契約代金支払い

本業務の契約代金は4月、6月、8月、10月、12月、3月の業務完了後の支払とする。

11. その他

1) 本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。

2) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。